

表1 日本軍による住民被害	
(1) 日本軍に直接殺された住民の諸相	
① スパイ 視・ 非 国民 視	ア 日本軍陣地付近をさまよっていた者
	イ 本土出身兵士が理解できない沖縄語を使用した者
	ウ 日本軍からの尋問に応えられなかった聾啞者・精神錯乱者
	エ 米軍の投降勧告ビラを拾って所持していた者
	オ 米軍に保護された者
	カ 米軍に保護され、投降勧告要員にされた者
	キ 米軍の占領地域から日本軍最前線に迷い込んだ者
	ク 米軍に投降しようとした者
	ケ その他何らかの理由でスパイ視・非国民視された者
②日本軍への壕提供や食糧供出を拒否あるいは渋った者	
③軍民雑居の壕内で、乳幼児が泣き叫ぶのを殺害（軍事機密の陣地・日本軍の動向が敵に知られてしまうを防ぐため）	
(2) 日本軍に死に追い込まれた（間接的殺害）住民の諸相	
①防衛召集以後に残った住民を義勇隊として強制的に編成	
②避難住民に直接戦闘に参加することを強制	
③砲煙弾雨の中での陣地構築の強制、弾薬運搬・食糧運搬・患者の輸送等の強制、水汲み・炊事・救護等雑役の強制	
④日本兵の自決の巻き添え	
⑤食糧強奪	
⑥避難壕追出し	
⑦「作戦地域内」からの立退き、立入り禁止によって被弾	
⑧立退き命令などによる肉親の遺棄（高齢者、障がい者、病人などが衰弱・被弾）	
⑨軍民雑居の壕内で泣き叫ぶ乳幼児を殺害するよう強要	
⑩日本軍によって強制・命令された「集団自決」「強制集団死」	
⑪強制退去（退去先が食糧の入手困難な地域で栄養失調、マラリア発生地で罹患）	

第3 上告人の控訴審における被害事実認定一覧表

(原告番号) 上告人番号	上告人氏名	被害認定事実	証拠番号
(1) 1	野里 千恵子	控訴人野里千恵子の祖母原國カメは、昭和19年10月10日、那覇市への空襲があった日に出かけた後、消息不明となった。	甲A1の1・6 本人
		平成28年6月11日、蟻塚亮二医師により、神経衰弱との診断を受けた。	甲A1の10
(3) 2	上運天 トミ	控訴人上運天トミの母平川ウタは、控訴人上運天トミの面前で、アメリカ軍の軍用車から銃で撃たれ死亡した。	甲A3の1・3・4
		平成27年7月12日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲A3の6
(6) 3	内間 善孝	控訴人内間善孝は、避難していた壕に日本兵たちが来て、壕を出るように言われ壕を出た。その後、避難を続けたが、昭和20年6月22日頃、壕にアメリカ軍の攻撃があり壕を出た。その後、アメリカ軍に捕まり捕虜となり、母や弟と生き別れ、戦争孤児となった。	甲A6の1・2
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、トラウマ後回避性人格障害）との診断を受けた。	甲A6の12
(7) 4	運天 先記	控訴人運天先記の祖父運天先用は、漁をしていた際、アメリカ軍機による銃撃により死亡した。	甲A7の1・2
(8) 5	大城 勲	控訴人大城勲の父大城良健は、昭和19年2月24日、出兵先で戦死し、母大城カマドは、昭和20年6月5日、被弾して死亡し、控訴人大城勲は、戦争孤児となった。	甲A8の1・4・5・9の1及び2
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（トラウマ後回避性人格障害）との診断を受けた。	甲A8の7
(9) 6	大城 絹枝	控訴人大城絹枝の兄當銘寛市は、避難中、同人らの母が栄養失調状態になって母乳の出が悪くなり、衰弱して死亡した。	甲A9の1・3・5
(11) 7	大城 政子	控訴人大城政子及び同人の母上原ヨシ子は、昭和20年6月9日、防空壕に逃げていたところ、アメリカ兵に追われ逃げた際、母上原ヨシ子は、被弾して死亡し、控訴人大城政子は、両足に被弾して負傷した。また、控訴人大城政子は、戦争孤児となった。	甲A11の1～3
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、トラウマ後回避性人格障害）との診断を受けた。	甲A11の5
(12) 8	大城 安信	控訴人大城安信は、伊江島に住んでいたところ、アメリカ軍による空襲や攻撃が連日なされるようになったため、壕を転々として避難していた。昭和20年4月23日頃、避難していた壕において、外国兵から民間人は出てきなさい、という呼びかけがあったが、壕にいた日本兵の指導によりその呼びかけに応じることなくいたところ、防衛隊員が2個の爆弾を壕内で爆発させ、控訴人大城安信は、足などを負傷し、変形性股関節症による左股関節の機能全廃の障害を負った。	甲A12の1・2・6～8 本人
		平成27年4月28日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、身体表現性障害）との診断を受けた。	甲A12の27

(14) 9	大嶺 宗利	控訴人大嶺宗利は、山中で避難生活をしていたところ、アメリカ軍から機関銃の一斉射撃を受け、左足や左手などに被弾した。	甲A14の1～3
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲A14の6
(16) 10	宜保 千恵子	控訴人宜保千恵子は、祖父母に養育されていたところ、アメリカ軍の戦車から攻撃を受け、祖母は死亡し、控訴人宜保千恵子は、右もも等を負傷した。	甲A16の1・3
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（過覚醒不眠）との診断を受けた。	甲A16の4
(18) 11	金城 眞徳	控訴人金城眞徳は、壕に避難しようとしたが、壕内の日本兵に立ち退くように言われて外にいたところ、艦砲射撃を受けて右頭頂部に被弾して負傷した。その頃、控訴人金城眞徳の兄金城眞行及び姉金城文子も砲弾の破片を受けて死亡した。	甲A18の1～3・6
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、身体表現性障害、解離性障害）との診断を受けた。	甲A18の9
(19) 12	金城 千枝	控訴人金城千枝は、避難中、アメリカ軍からの攻撃により、左ひざに砲弾を受け負傷した。その頃、一緒に避難していた同人の母や妹らも攻撃を受けた結果死亡した。また、戦争孤児となった。	甲A19の1～4
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（身体表現性障害）との診断を受けた。	甲A19の16
(21) 13	古波倉 政子	控訴人古波倉政子は、壕の中にいた際に、アメリカ兵から黄燐弾を投げ込まれ、顔面等にやけどを負い、現在も跡が残っている。	甲A21の1・9
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、解離性障害、トラウマ後回避性人格障害）との診断を受けた。	甲A21の8
(23) 14	當眞 嗣文	控訴人當眞嗣文の母當眞ツルは、迫撃弾による攻撃を受け死亡し、妹當眞節子は、艦砲弾の破片を受け死亡した。	甲A23の2・3
(24) 15	豊見山 貢宜	控訴人豊見山貢宜は、日本軍の飛行場建設作業に従事させられていた際、アメリカ軍機からの機関銃による攻撃を受け、両大腿部を銃弾が貫通して負傷した。現在も下肢機能障害が残っている。	甲A24の1・4～7・12 本人
		平成27年7月12日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（パニック障害、解離性意識障害、心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲A24の18
(28) 16	前原 生子	控訴人前原生子は、同人の祖母及び母とともに、建物に隠れて避難していた際、アメリカ軍機からの爆撃を受け、祖母及び母は、潰れた建物の下敷きとなって死亡し、控訴人前原生子は、その際に右肩を負傷し、現在も右肩関節の機能に著しい障害が残っている。また、戦争孤児となった。	甲A28の1・2・4・6・7 本人
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（回避性人格障害、外傷性否定的認知、過覚醒刺激）との診断を受けた。	甲A28の9

(37) 17	山城 照子	控訴人山城照子は、日本兵の指示により作業中、アメリカ軍による砲撃を受け、頭部及び両下肢を負傷した。	甲A37の1・2・6・7・8・11
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、身体表現性障害、パニック障害、解離性障害）との診断を受けた。	甲A37の10
(38) 18	山城 弘永	控訴人山城弘永は、アメリカ軍による砲撃の際、砲弾を胸部に受け負傷した。	甲A38の1・6
		平成28年6月11日、蟻塚亮二医師により、心的外傷後ストレス障害との診断を受けた。	甲A38の7
(39) 19	與古田 光順	控訴人與古田光順の弟與古田光雄、妹與古田シズ子、清子及び恵子は、アメリカ軍による攻撃で死亡した。	甲A39の1・3～7
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、パニック障害、非定型うつ病）との診断を受けた。	甲A39の14
(41) 20	新垣 太郎	控訴人新垣太郎は、壕に避難していた際、艦砲射撃を受け、右腕を負傷した。	甲B41の1・4
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲B41の5
(42) 21	嘉数 ノブ	亡嘉数ノブは、昭和20年6月4日頃、北部方面に避難しようとしていた際、アメリカ兵の機関銃による攻撃を受け、左足等に被弾して負傷した。	甲B42の1・2・20
(43) 22	金城 恵美子	控訴人金城恵美子は、渡嘉敷島に住んでおり、昭和20年3月23日頃から、アメリカ軍の空襲が始まり、同月25日頃には、同人の母新垣ウタ、姉新垣房子、弟新垣長次郎、長太郎、長興及び妹新垣勝子、ツル子らと山中に避難した。同月28日頃、山中に集まってきた者らに、日本軍の兵士が手榴弾を配り、爆発音が聞こえ始めたところ、その場にいた女性から、控訴人金城恵美子の父の所に連れていこうと言われ、その場を離れることとなった。母新垣ウタ、弟新垣長次郎、長太郎、長興及び妹新垣勝子、ツル子は、消息不明であり、手榴弾の爆発等によって死亡したものと推認される。姉新垣房子は、何者かにより胸部に攻撃を受け、負傷したが、一命をとりとめたものの、外傷性膿胸（戦傷）による呼吸器機能障害の後遺障害が残存した。	甲B43の1・10・15・18・23 本人
		平成27年7月12日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた	甲B43の24
(46) 23	新里 キク	控訴人新里キクの母又吉マカト、弟又吉康王、妹又吉マサエ及び弟又吉康弘は、昭和20年4月7日頃、艦砲射撃を受け、その頃死亡した。	甲B46の1・4・5
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（パニック障害、心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲B46の8
(47) 24	新城 宣勇	控訴人新城宣勇は、昭和19年8月頃、沖縄から熊本に学童疎開したが、学童疎開から戻ると、疎開前に同居していた父新城宣松及び祖父が亡くなったと聞かされ、戦争孤児となった。	甲B47の1・4・8
		平成28年6月11日、蟻塚亮二医師により、心的外傷後ストレス障害との診断を受けた。	甲B47の10

(48) 25	田仲 初枝	控訴人田仲初枝の弟嘉手納知一は、アメリカ軍の艦砲弾により負傷し、その後、まもなく死亡した。控訴人田仲初枝は、艦砲弾の破片を右側頭部に受け、負傷した。	甲B48の1・5～8
		平成27年6月13日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（心的外傷後ストレス障害、解離性障害、パニック障害、身体表現性障害）との診断を受けた。	甲B48の11
(50) 26	當間 實	控訴人當間實は、壕を探している途中、艦砲射撃を受け、同人の兄當間榮及び妹當間末子は、死亡し、姉當間トシもまもなく死亡した。控訴人當間實は、艦砲射撃により右眼を負傷した。	甲B50の1・2・30
(51) 27	仲井間 憲裕	亡仲井間憲裕の母仲井間モウサは、アメリカ軍の空爆を受け死亡し、亡仲井間憲裕も、頭部に砲弾の破片が当たり負傷した。	甲B51の1・2・5
(60) 28	武島 キヨ	控訴人武島キヨは、日本軍の指示で水汲みに行き戻る際に、艦砲射撃の弾が背部、頭部、左下腿部に当たり負傷した。現在も左足関節機能が喪失している。	甲C60の1～5・8・15・17
		平成27年7月12日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（非精神病性幻覚状態、外傷性否定的認知、パニック障害）との診断を受けた。	甲C60の22
(61) 29	新田 一	控訴人新田一は、隠れていた物置小屋が砲撃を受け、弾の破片により背部等を負傷した。	甲C61の1・3・4
		平成28年6月11日、蟻塚亮二医師により、戦争トラウマによる過覚醒不眠、戦争トラウマによる身体化障害との診断を受けた。	甲C61の7
(64) 30	上間 幸仁	控訴人上間幸仁の母宮城キヨは、艦砲射撃を受けて死亡し、妹宮城ヒロ子は、乳をもらうことができず死亡した。父上間金光は、戦地にて死亡した。控訴人上間幸仁は戦争孤児となった。	甲C64の1～3
(68) 31	新垣勝江ガーナー	控訴人新垣勝江の父新垣蒲は、出稼ぎ先のパラオでアメリカ軍の空襲に遭い死亡した。控訴人新垣勝江は、母新垣ヒデ子と避難中にアメリカ軍の攻撃に遭い、生き別れ、同人は消息不明となった。控訴人新垣勝江は戦争孤児となった。	甲D68の1・2 本人
(71) 32	池原 徳次	控訴人池原徳次の異母姉池原比、異母兄池原金雄、異母姉池原ノブ子、異母兄池原清及び姉池原文子が疎開船対馬丸に乗船していたが、アメリカ軍により撃沈され死亡した。	甲E71の1・4
(74) 33	富村 初美	控訴人富村初美の父入小底登は、漁に出ている際にアメリカ軍の空襲に遭い、死亡した。	甲E74の1・2
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（パニック障害、心的外傷後ストレス障害）との診断を受けた。	甲E74の7
(75) 34	國吉 新徳	亡國吉新徳の母國吉ウトは、避難していた民家に艦砲射撃が当たり、死亡した。亡國吉新徳は、避難していた馬小屋に攻撃を受け、負傷した。また、亡國吉新徳の父國吉宇志は、昭和20年6月17日頃死亡し、亡國吉新徳は戦争孤児となった。	甲F75の1・3
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（感情失禁、記憶の再想起、身体化障害）との診断を受けた。	甲F75の2

(76) 35	澤嵜 孝助	控訴人澤嵜孝助は、家族と馬小屋に避難していた際、艦砲射撃を受け、馬小屋が潰れ閉じこめられ、負傷した。同人の父澤嵜金五郎、母澤嵜ウシ及び兄澤嵜孝榮は、その時以来、消息不明となり、控訴人澤嵜孝助は、戦争孤児となった。	甲F76の1・3～7
		平成27年7月17日、蟻塚亮二医師により、外傷性精神障害（ストレス後自律神経過敏状態）との診断を受けた。	甲F76の2
(78) 36	宮里 勇	控訴人宮里勇の父宮里寛福の当時の妻宮里ハナ及びその子宮里操及び宮里京子は、疎開船対馬丸に乗船していたが、アメリカ軍により撃沈され死亡した。	甲F78の1・3～6

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案概要

前 文

今次の大戦による本邦における空襲その他の災害により、多くの方々の尊い生命が奪われただけでなく、一命をとりとめた生存者の中には、その心身に障害や傷跡を受けたことで、長年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきた者がいる。

これまで、我が国においては、再び戦争の惨禍が繰り返されることがないように、国際社会の平和及び安全の確保を図るための様々な取組が積み重ねられる中で、国との間に特定の関係を有していた者や特殊の戦争被害を受けた方々を援護するため各般の施策が講じられてきたところである。

他方、空襲その他の災害による被害については、戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取組はなされてこなかった。

ここに、戦後八十年のときを迎えるに当たり、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み、国として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者へ追悼の意を表するため、この法律を制定する。

一時金の支給

(1) 一時金

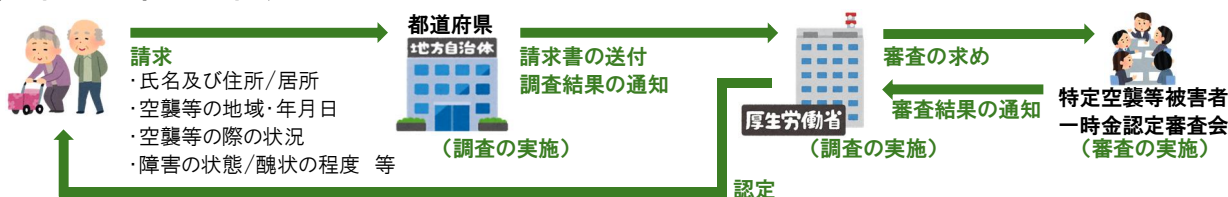
国は、特定空襲等被害者に対し、一時金 50 万円を支給する。

〔※ 国籍条項なし、また、他の戦後給付の受給権者又は受給者は対象外〕
〔※ 請求者は推計約 3,200 人で、総額約 16 億円程度の見込み〕

(2) 特定空襲等被害者等の定義

特定空襲等被害者 (施行日に生存してる方)	① 空襲等のため負傷し、これにより身体上の障害がある者 ② 空襲等のため負傷し、これにより外貌に著しい醜状を残す者 ③ 空襲等のため心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受け、これにより精神障害の状態にある者
空 襲 等	① S16.12.8～S20.9.2 の間に本邦で行われた空襲、船舶からの攻撃その他の戦闘行為 ② ①の戦闘行為に直接的に伴う危険を回避し若しくはこれに伴う被害の拡大を防止するための行動に際して行われた行為（自己又は第三者が自殺を図る行為や、第三者による加害行為）又は当該行動に際して生じた事故

(3) 請求・審査・認定



(4) (独)福祉医療機構への事務委託

厚労大臣は一時金の支払事務を(独)福祉医療機構に委託することができ、その際に機構は国から交付された資金を充てる「特定空襲等被害者一時金支払基金」を設ける。

実態調査等

(1) 実態調査

政府は、空襲等の被害の実態調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(2) 平和を祈念するための事業

政府は、空襲等の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び空襲等による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとする。

※ 公布日から 3 月を経過した日から施行